

議案第 14 号

海老名市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

海老名市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正を踏まえ、消防団員の処遇改善を図りたいため

海老名市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例

海老名市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和３９年条例第
２５号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第２条関係）

階級	勤務年数						
	５年以上１０ 年未満	１０年以上１５ 年未満	１５年以上２０ 年未満	２０年以上２５ 年未満	２５年以上３０ 年未満	３０年以上３５ 年未満	３５年以上
	円	円	円	円	円	円	円
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。